須賀川テクニカルリサーチガーデン企業用地地盤調査等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、須賀川テクニカルリサーチガーデンに工場等を設置する事業者に対し、企業用地の地盤調査等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金として交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　工場等　次のいずれかに該当する施設をいう。

ア　製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業（日本標準産業分類（令和５年総務省告示第256号）による。）の事業の用に供する施設（研究開発施設を含む。）

イ　産業支援サービス業（日本標準産業分類による自然科学研究所、情報処理サービス業、機械設計業、ソフトウェア業、エンジニアリング業、デザイン業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、経営コンサルタント業、機械修理業、非破壊検査業、産業用設備洗浄業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業又は事務用機械器具賃貸業）の事業の用に供する施設

ウ　その他本市産業の活性化に資するものとして特に市長が認める事業の用に供する施設

（２）　事業者　工場等を営む者をいう。

（３）　新設　事業者が、須賀川テクニカルリサーチガーデン企業用地に新たに工場等を建設することをいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象者は、須賀川テクニカルリサーチガーデンに工場等を新設する事業者とする。

（補助対象経費等）

第４条　補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

２　補助対象経費の金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

３　前２項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　規則第４条第１項に規定する別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

（１）　事業計画書（第１号様式）

（２）　土地売買契約書の写し

（３）　地盤調査等に関わる書類の写し

（４）　見積書又は費用が確認できる書類の写し

（５）　会社概要書等事業の概要を示す書類

（実績報告）

第６条　規則第17条第１項第２号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

（１）　収支決算書（第２号様式）

（２）　工事施行の状況がわかる写真及び書類の写し

（３）　領収書の写し又は費用がわかる書類の写し

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

補助対象経費		補助率	補助限度額
１　地盤調査費	地盤の強度を確認するための調査に要する経費	１／２	須賀川テクニカルリサーチガーデン企業用地分譲価格の10％
２　地盤改良費	人工的に手を加え地盤の支持力を高める工事に要する経費		
３　その他	市長が必要と認める経費		

第１号様式（第５条関係）

事　業　計　画　書

１　申請者概要

企　業　名　称	
代表者職氏名	
所　　在　　地	〒
企業用地区画	
担当者職氏名	職名・氏名　： 連　絡　先　：

２　経費区分　　（単位：円）

区　　分	金　額	備　考
地盤調査費		
地盤改良費		
そ　の　他		
合　　計		

３　収入支出内訳　　（単位：円）

収入項目	金　額	支出項目	金　額
自己資金		補助対象経費	
市補助金			
合　　計			

４　補助金申請額

円　　（補助対象経費　　円×１／２）

※補助限度額は、須賀川テクニカルリサーチガーデン企業用地分譲価格の１０％となります。

なお、申請額に千円未満の端数があるときは、切り捨てて記入してください。

第２号様式（第６条関係）

収　支　決　算　書

１　報告者概要

企　業　名　称	
代表者職氏名	
所　　在　　地	〒
企業用地区画	
担当者職氏名	職名・氏名　： 連　絡　先　：

２　経費区分　　（単位：円）

区　　分	金　額	備　考
地盤調査費		
地盤改良費		
そ　の　他		
合　　計		

３　収入支出内訳　　（単位：円）

収入項目	金　額	支出項目	金　額
自己資金		補助対象経費	
市補助金			
合　　計			

４　補助金申請額

円　　（補助対象経費　　円×１／２）

※補助限度額は、須賀川テクニカルリサーチガーデン企業用地分譲価格の１０％となります。

なお、申請額に千円未満の端数があるときは、切り捨てて記入してください。